

別表第1 民間における給与改定の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

項目 役職 段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	26.6	9.0	0.2	64.2
課 長 級	22.2	9.6	0.1	68.1

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)
(単位：%)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇 給中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係 員	87.0	84.8	24.2	7.7	52.9	2.2	13.0
課 長 級	80.7	78.4	22.0	7.5	48.9	2.3	19.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 国家公務員給与と民間給与との較差

民間給与 ①	国家公務員給与 ②	較 差 ①－② (円) $\left[\frac{\text{①}-\text{②}}{\text{②}} \times 100 \right] (\%)$
411,692円	410,984円	708円 (0.17%)

(注) 民間、国家公務員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第4 民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均所定内給与月額	下半期 (A ₁)		円 375,809
上半期 (A ₂)			377,936	280,178
特別給の支給額	下半期 (B ₁)		円 807,638	円 526,693
	上半期 (B ₂)		823,065	520,984
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$		月分 2.15	月分 1.88
	上半期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$		2.18	1.86
年間の平均			4.32月分	

(注) 1 下半期とは平成27年8月から平成28年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
 2 年間の平均は、特別給の支給割合を国家公務員の人員構成に合わせて求めたものである。
 備考 国家公務員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.20月である。

別表第5 民間における家族手当の支給状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)
 (単位：%)

家族手当 制度がある	配偶者に 家族手当を 支給する			配偶者に 家族手当を 支給しない	家族手当 制度がない
	配偶者の 収入による 制限がある	配偶者の 収入による 制限がない			
76.8	(87.0)	[85.4]	[14.6]	(13.0)	23.2

(注) 1 () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。
 2 [] 内は、配偶者に家族手当を支給する事業所を100とした割合である。

別表第6 各年度における扶養手当の手当額

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職俸給表(一)7級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職俸給表(一)8級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職俸給表(一)9級以上		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職俸給表(一)7級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職俸給表(一)8級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職俸給表(一)9級以上		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注) 1 「行政職俸給表(一)7級」、「行政職俸給表(一)8級」及び「行政職俸給表(一)9級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。